

にいがた防災交流プラットフォームの設置について

1 設置の背景・目的

令和7年9月に開催された「ぼうさいこくたい2025 in 新潟」では、防災活動に取り組む多様な団体の交流が促進されるとともに、その活動に触れる機会を通じて県民の防災意識の向上が図られました。

一方、災害の激甚化・頻発化が進む中、県民の防災意識のさらなる向上や、災害時における迅速な応急対策、多様な視点に配慮した避難所運営、きめ細かな被災者支援等を実現するためには、大会を通じて生まれたつながりや高まった連携の機運を一過性のものとせず、継続的な連携と地域防災力の向上につなげていくことが必要です。

このため、防災活動に関わる多様な主体が平時から交流し、顔の見える関係を築きながら連携を深める場として、「にいがた防災交流プラットフォーム」を設置します。

2 構成

「ぼうさいこくたい2025 in 新潟」出展者団体をはじめ、行政、NPO、ボランティア団体、企業、大学・教育機関、自主防災組織等の幅広い関係団体により構成します。

3 主な活動

- ・ 防災対策の効果的な推進を図るための関係者間の交流・連携強化
- ・ 防災対策に関する取組等の情報共有、情報発信
- ・ その他「にいがた防災交流プラットフォーム」の目的を達成するために必要な活動

※ 活動のイメージは別紙のとおり

4. 運営

事務局は、新潟県防災局防災企画課に置きます。

5. 設置準備

本プラットフォームの設置に当たっては、「ぼうさいこくたい2025 in 新潟」の出展団体の参加を得て、設置準備会（7月30日）を開催しました。

「ぼうさいこくたいin新潟」を契機として生まれた交流を継続的な地域防災力向上につなげる環境づくり

にいがた防災交流プラットフォーム

＜「ぼうさいこくたい」の語り合い、支え合いを大切につづけます＞

～ゆるやかな連携から、ともに取り組む関係へ～

【行政の期待】



- ・災害時に機能する連携体制
- ・地域課題に応じた協働の促進

みえる



様々な活動主体や支援資源が存在するが、互いに把握できていないことが多いため、「誰が」「どこで」「何を」行っているかをみえる化する。

ポータルサイト(活動紹介等)、セミナー

【団体等の期待】



- ・新たな交流やつながり
- ・活動の充実や広がり

できる



ゆるやかな連携を生かし、地域の課題を踏まえながら、多様な主体の知見や強みを持ち寄り、災害に備える協働の取組や仕組みをともに生み出す。

災害時対応

【活動主体・支援資源】

行政／大学／NPO／ボランティア団体
福祉関係団体／民間企業／
自主防災組織 等



つながる



多様な主体が平時から顔の見える関係をつくり、構成団体等がゆるやかにつながりながら相互理解や連携を深める場を設ける。

「ぼうさいこくたい」参加、交流会

【既存ネットワークとの連携】



新潟県災害ボランティア調整会議

災害発生時における災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア団体との連携を推進し活動促進を図る。

【構成：行政、ボランティア団体】

動き出す・やってみる

地域防災力の向上

【既存ネットワークとの連携】



にいがた防災ステーション

新潟県が進める産学官連携による防災産業クラスター形成により、防災に係る新しいプロジェクトやイノベーションを創出する。

【構成：行政、大学、企業、研究機関】

にいがた防災交流プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 新潟県における防災対策の効果的な推進が図られるよう、防災対策に関わる多様な主体間同士の交流・連携を促進するため、にいがた防災交流プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 防災対策の効果的な推進を図るための関係者間の交流・連携強化に関する活動
- (2) 防災対策に関する取組等の情報共有、情報発信
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体から新潟県に対して別途定める方法により、申込を行うものとする。

2 新潟県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適当であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 新潟県内において、防災対策に関する活動を現に行っている、若しくは、今後行おうとしている、又は、防災対策に関心を有する団体であること
- (2) 宗教的又は政治的活動を目的とした団体でないこと
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (4) 公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会の意思を書面により新潟県に届け出ることによって任意に退会することができる。

2 新潟県は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- (1) 1年以上連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は事業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他プラットフォームの活動に当たり、重大な支障が生じると認められたとき

(幹事会の設置)

第5条 プラットフォームの活動について意見・助言するため、幹事会を設置する。

2 幹事は、産学民の各分野から事務局が選任する。

(幹事会の役割)

第6条 幹事会は、次の事項について意見・助言するものとする。

- (1) プラットフォームの運営に関すること
- (2) 第2条に掲げる活動内容に関すること

(幹事会の開催)

第7条 幹事会は、原則として年1回開催することとし、その他、必要に応じて開催する

ことができるものとする。

- 2 幹事会は、事務局が招集する。
- 3 幹事会の進行は、事務局が行うものとする。
- 4 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 5 特に必要があると認めるときは、書面により幹事会を開催できるものとする。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務局を新潟県防災局防災企画課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和8年9月7日より施行する。